

食安輸発0814第3号

平成25年8月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(韓国産養殖ひらめ及びその加工品のエンロフロキサシンに係る検査命令対象養殖場の追加)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号(最終改正：平成25年8月14日付け食安輸発0814第1号)により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産養殖ひらめよりエンロフロキサシンを検出したことから、下記に示す養殖場について同通知別添1の2(3)に掲げる養殖場に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

記

養殖業者：廣林水産

登録番号：K-F-CJ-649